

議案第 81 号

日野病院組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり日野病院組合規約の変更に関し協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 7 日提出

日野町長 景山 享弘

概要

1 提出理由

日野病院組合介護老人保健施設事業を廃止することに伴う規約変更を協議することについて、構成町議会の議決を求めるもの。

2 内容

日野病院組合が行う共同処理する事務の内、介護老人保健施設事業を削除するとともに、同事業に係る構成町の経費負担割合を削除する。

日野病院組合規約の一部を改正する規約

日野病院組合規約の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、医療法（昭和23年法律第205号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき病院事業、診療所事業、<u>及び在宅介護支援事業</u>に関する事務を共同処理する。 (組合の経費の支弁方法) 第13条 略 2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、日野町 89.7 パーセント、江府町 10.0 パーセント、伯耆町 0.3 パーセントとする。ただし、施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町 80.0 パーセント、江府町 15.0 パーセント、伯耆町 5.0 パーセントとする。	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、医療法（昭和23年法律第205号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき病院事業、診療所事業、<u>在宅介護支援事業及び介護老人保健施設事業</u>に関する事務を共同処理する。 (組合の経費の支弁方法) 第13条 略 2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、<u>病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業</u>（以下「病院事業等」という。）に関しては日野町 89.7 パーセント、江府町 10.0 パーセント、伯耆町 0.3 パーセントとし、<u>介護老人保健施設事業</u>に関しては日野町 10.0 パーセント、江府町 90.0 パーセントとする。ただし、<u>病院事業等の施設設備整備のための負担金の負担割合は</u>、日野町 80.0 パーセント、江府町 15.0 パーセント、伯耆町 5.0 パーセントとする。

附 則

この規約は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。